

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

小田原市福祉事務所

審査請求に
係る処分

平成23年4月25日付け生活保護変更
決定処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成23年6月7日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る小田原市福祉事務所長が平成23年4月25日付けで行った処分のうち、平成23年4月13日付け生活保護変更決定処分は、これを取り消す。同年5月1日付け生活保護変更決定処分に係る審査請求は棄却する。

理 由

1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書、並びに小田原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 請求人は、平成23年3月15日から、法に基づく保護を受けていること。
- (2) 同月30日、処分庁は請求人からの電話で、請求人の夫（以下「夫」という。）が同月20日から請求人宅に滞在しているが、まだ同一世帯として生活するかはわからない旨の報告を受け、近日中に今後の意向を相談した結果を報告するよう請求人に求めたこと。

- (3) 同日、処分庁は夫からの手紙により、3月20日付けで夫が小田原市に来たこと、及び同月22日付で■■■■市役所にて戸籍上妻と復縁した報告を受けたこと。
- (4) 同年4月5日、請求人が処分庁に来所し、請求人宅に夫が世帯転入となるかについて処分庁が確認したところ、まだ相談中で、意向は決まっていないと報告を受けたこと。
- (5) 同月13日、処分庁は請求人から、夫の世帯転入を求める保護変更申請書を受理したこと。
- (6) 同月19日、処分庁は同年5月1日付けで家賃、請求人の三男の高等学校等就学費（基本額）及び学習支援費（11ヶ月継続）を認定するとともに、母子加算の認定を削除したこと。
- (7) 同月25日、処分庁は（5）の事実による申請に対し、同年4月13日付け夫の世帯転入の認定、国民年金障害基礎年金（以下「障害年金」という。）の収入認定、及び障害者加算イの認定、並びに過払い額84,114円の返納を求める生活保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）について、請求人に通知したこと。
- (8) また、同日、処分庁は、同年5月1日付け住宅扶助費の認定、請求人の三男の高等学校等就学費（基本額）の認定、学習支援費（11ヶ月継続）の認定及び母子加算の認定削除、並びに過払い額118,686円の返納を求める生活保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）について、請求人に通知したこと。

2 請求人の主張

請求人の主張は、概ね次のとおりと解される。

- (1) 夫は実際には平成23年3月20日に転入していたが、処分庁による世帯転入認定日が平成23年4月13日になったこと、従前の保護の実施機関である■■■■市福祉事務所から保護が継続とならなかったこと、及び夫の病院からの指示で世帯転入が認定されたものの認定日が遅くなってしまったことが納得できない。夫の同居に伴い転入させたい旨を同年3月末頃に処分庁に伝えたところ、4月1日付けでの転入を認めるので連絡したら来所するようにと指示を受けた。連絡を待っていたところ、同月13日に来所するようにと連絡があったものである。
- (2) 夫が病院からの指示で保護世帯への転入を認められたが、円滑に手続き

されなかったのは何故か。

- (3) 本件処分1及び2における返納金が、処分庁の事前の説明では約10万円とされていたのに、実際には約20万円になったこと及び毎月の金額について納得できない。

以上については不相当であるので、再審査を求める。

3 処分庁の主張

- (1) 〇〇市福祉事務所（以下「〇〇市福祉事務所」という。）による記録経過から転居の必要性がなく、処分庁が保護の実施責任を引き継ぐ相談を受けていた記録もない。請求人は〇〇市福祉事務所により同年3月15日付けで失踪により保護廃止となり、同日付けで小田原市福祉事務所に別途保護申請を行ったものであり、〇〇市福祉事務所の指導に基づく保護の実施責任の移管ではないため、保護は継続していない。
- (2) 同年3月15日に請求人が行った保護申請時においては、夫とは離婚済みであり母子世帯として申請している。夫は同年3月14日まで〇〇市福祉事務所にて生活保護を受給しており、生活保護廃止の際に3月分扶助費日割り返還額については法第80条により免除されている。夫が請求人と同居していることが事実であれば、夫が直ちに急迫した状況にあるとは認められず、処分庁の職権にて夫を世帯転入させるべきものではない。請求人より、同年3月20日に夫が世帯転入するという意思は確定していない旨の発言があった。世帯転入を認定するにあたっては、夫が長期間継続的に請求人と同居し生計を一つにする居住実態が要件となり、処分庁が夫に面会して確認する必要がある。このような状況から、処分庁は同年3月20日付けでの夫の世帯転入を請求人に指導するものではなく、書面にて申請意思を確認した同年4月13日より前に転入を認める理由はない。
- (3) 夫の保護開始は夫の申請意思に基づき調査の上決定を行ったものであり、病院からの指示により転入を認めたという請求人の主張には理由がない。
- (4) 夫の世帯転入に伴い、最低生活費を再算定した上で夫の障害年金を収入認定した結果、4月分が84,114円、5月分が118,686円の過支給の状態となり、いずれも地方自治法施行令第159条（昭和22年政令第16号）により戻入決定を行ったものであり、処分に違法又は不当な点はない。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(法第8条第1項)とされ、その基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第8条第2項)と規定されている。

法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とされている。また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「実施要領」という。)第1にて、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされている。

さらに法第7条により、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」とされている。

地方自治法施行令第159条にあつては、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」とされている。

民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第752条において、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」とされている。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問1-1において、「夫と妻は生活保持義務の関係にあるわけであるから、扶養の履行(略)につき協議することは必要」とされている。

これをまず本件処分1についてみると、請求人は反論書において、処分庁から平成23年4月1日付けで夫の世帯転入を認めると言われていたのに、実際の決定日が同年4月13日付けとなったことが不服である旨主張していることが認められる。

審査庁が関係書類を審査したところ、処分庁は、請求人から保護申請時において夫は行方不明であり離婚状態である旨の申告を受けており、請求人と子3人の4人世帯として保護を開始していることが認められる。また、処分庁は、同年3月30日、請求人から、夫と復縁したが、同月20日から請求人宅に滞在しているものの現時点では同一世帯として生活するかわからない旨を電話で報告を受け、同日に夫から郵便で収受した手紙で、同年3月20日付けで小田原に来たことと、同月22日付けで〇〇市役所にて戸籍上復縁した旨報告を受けたこと。同年4月5日に保護開始決定による保護費支給のため請求人が処分庁に来所した際には、夫が世帯転入するか、まだ夫と相談中で意向が決まっていない旨報告を受けており、この時点で急迫した状況にはないとして、処分庁の職権で夫を世帯転入させるべきものではないと判断したことが認められる。しかし、1の(3)の事実により戸籍上復縁した事実があるとすれば、民法による規定の他に、夫が未成熟の子の父であり生活保持義務関係にあること、実施要領の規定を鑑み、遅くとも1の(3)の事実により復縁を把握した平成23年3月22日をもってして同一世帯と認定するべきであったと思料される。

以上から、処分庁は、夫の世帯転入について申請のあった同年4月13日以前に必要な措置を講じなかったことは、手続き上瑕疵があったものと判断され、不当である。請求人の夫が請求人宅に滞在している旨を1の(2)及び(3)の事実により把握したのであるから、適正な世帯認定を行うための必要な調査を欠いたと言わざるを得ない。

〇〇市福祉事務所から処分庁へ保護が継続とならなかったのはなぜかと主張していることについては、その対象たる処分を欠き不適法なものである。

なお、請求人は、病院からの指示で処分庁が夫の世帯転入を認めた旨主張しているが、本件処分1の適否とは関係がない。

処分庁は保護基準に従い、平成23年4月分における医療扶助を除く請求人世帯の最低生活費を295,982円と算定し、夫の障害年金収入については、拳証資料を確認した上で収入額を110,316円と認定し、最低生活費

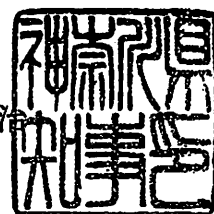
及び収入認定額に基づき支給額を185,666円と決定したことが認められる。請求人世帯に対する既支給額は269,780円であり、地方自治法施行令第159条に定めるところにより、過払いとなった84,114円を返納額と決定した本件処分1に誤りはなく、違法不当な点はない。

次に、本件処分2についてみると、処分庁は、保護基準に従い、平成23年5月分における医療扶助を除く請求人世帯の最低生活費を320,410円と算定し、同年5月における収入額を110,316円と認定し、最低生活費及び収入認定額に基づき支給額を210,094円と決定したことが認められる。請求人世帯に対する既支給額は328,780円であり、地方自治法施行令第159条に定めるところにより、過払いとなった118,686円を返納額として決定した本件処分2に誤りはなく、違法不当な点はない。

以上により、本件処分1に係る審査請求には理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「審査法」という。）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。また、本件処分2は、請求人の主張に理由がないことから、審査法第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年11月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした小田原市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決

の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号